

1. 会合名	「A T C ワーキング・グループ」(第7回) 議事要旨
2. 日 時	平成30年3月13日(火)午後1時30分～午後3時
3. 議 案	1. 日本型ソーシャルレンディングに関する状況について 2. AIを活用した顧客への投資情報の提供と我が国における状況について 3. 証券監督者国際機構(IOSCO)でのFinTechに関する検討の状況について
4. 主な内容	1. 日本型ソーシャルレンディングに関する状況について 事務局より、配付資料1に基づき、日本型ソーシャルレンディングに関する状況についての説明が行われた。その後、大要次のとおり意見交換が行われた。 (主な意見等) <ソーシャルレンディング全般について> ・ 我が国のソーシャルレンディングで借り手の情報が貸し手に開示されていない点については、貸し手の貸金業登録の潜脱を回避する目的以外にも、借り手を保護する趣旨があるとの考え方があるが、ソーシャルレンディングの場合には、実際は個人の貸し手に対し企業が借り手であるため、趣旨と矛盾しているように思われる。 ・ 株式投資型クラウドファンディングの規制が厳しいことが、規制の緩いソーシャルレンディングが流行する原因になっているのか。 ⇒ ソーシャルレンディングが流行しているのは、あたかも利回りが確定しており、リターンが確実に支払われることが当たり前のように認識されつつあることも要因としてはあり得るのではないか。 ・ ソーシャルレンディングについては、広告における予想利回りの高さ、過去に破たんしたことがないような表示はかねてより危惧している。 ・ 日証協で問題提起したのは、レセプト債のような会社型のトラブルへの対応に苦労した経験から、早めに対処したいと考えたためである。 匿名組合は複数の投資先を通じてリスク分散を行うことが望まれるが、実情は同一先に融資しているなど、案件ごとのリスクがリンクし、キャッシュフローが循環しやすい環境が起ころうる。これをどう防ぐかが重要であると認識している。(事務局) ・ 最初にイギリスで生まれたソーシャルレンディングだが、なぜ日本は特殊な形態になっているのか。融資先の情報が開示され、P2Pで行われるのであれば自己責任が成立するが、日本型であるがためにこのような問題が惹起されているのではないか。 ・ 貸金業法のルール遵守が難しいからと言って、貸金業法の規制を全て逃れるスキームを生み出すのは間違っている。 例えば、レギュラトリーサンドボックスを用いて、貸金業法の残すべき規制、除いてもよい規制を試せないか。 ⇒ 貸金業法が悪いというよりは、プラットフォームのルールが未成立である

	ことが問題ではないか。(事務局) ・ 以前、私募不動産投資ファンドの開示ガイドラインを作成する動きがあった。顧客層にプロの投資家が多く、細かい情報提供が求められる点は本件とも共通していると思われるので、参考となるのではないか。 <二種業協会における対応等> ・ 二種業協会では、「事業型ファンドの私募の取扱い等に関する規則」を平成29年6月に制定、同30年1月から施行しており、同規則では、主に、二種業者による事業計画の審査、適切な情報提供と分かりやすい説明、発行後のモニタリング、「ファンド報告書」の作成・交付の4つのポイントから規制を行っている。ソーシャルレンディング・貸付型ファンドは、同規則の対象となり、規則制定時、投資家保護の観点から、利害関係や業務・財務状況、特に貸付先についてどこまで情報提供、説明すべきか、貸付先の「匿名化、複数化」の問題も踏まえて検討を行った。 現在、金融庁と貸金業法の解釈の明確化、貸付先の情報提供を充実させる方向で検討を行っている。(陪席：二種業協会) ・ ご指摘があった広告の表示の問題は、現在、「広告等に関するガイドライン」の検討を行っている。(二種業協会) ・ 二種業協会には法令上加入義務は課せられていないが、加入していない会社が協会の規則に沿った活動を行うことは担保できるのか。 ⇒ 第二種金商業の登録業者は約1,100社あるが、多くの会社は実際の営業は行っていない。二種業協会には約460社が加入しており、加入していない会社は、財務局の監督の下、金商法上の規定に基づき社内規則の制定や研修、内部監査の対応を行っている。(二種業協会) 2. AIを活用した顧客への投資情報の提供と我が国における状況について 事務局より、配付資料2に基づき、AIを活用した顧客への投資情報の提供と我が国における状況についての説明が行われた。その後、大要次のとおり意見交換が行われた。 (主な意見等) ・ 証券業に携わる立場として、AIが営業員に立ち替わるのは許容されるし、いずれそうなるだろうと考えている。他方で、顧客の資金を預かる立場として、AIが顧客になり替わって発注を行うことで問題が生じることも危惧される。 ・ 断定的判断の提供や虚偽表示等の禁止は人でもAIでも同じことであり、AIの行為について、大きな問題が起こることは考えにくいのではないか。 要は同じ案内をする主体の所属が証券会社かスマートスピーカー提供会社(以下、提供会社)かという問題なので、勧誘に当たるのであれば提供会社も証券業登録が必要になるだけではないか。最近ではトレーダーを上回る成果を出
--	--

	す AI もあり、どこまでのレベルかは分からないが、技術は進んでいると感じている。 ・ ビッグデータの多くを提供会社が獲得しているため、金融業界にも参入しやすいと思料する。 ・ AI による情報提供が勧誘に当たるか以前の問題として、広告勧誘に関するルールが従来型の実務を前提にしており、あまり現代にマッチしていないのが問題ではないかと考える。多数の顧客に共通して提供するものを事前に審査している現状では、AI が勝手に広告や勧誘を行うことなど想定できない。広告か勧誘かではなく、AI には異なる切り口で考えるべきではないか。 ・ 公式ツイッターアカウントを開設している証券会社が存在するが、広告内容については審査しているのか。 ⇒ 広告審査は行っている。そのうえで、リンクでリスク文言等について案内している。(事務局) ・ AI が広告や勧誘を行う際、誰がどのような責任を負うのかを明確化する必要がある。提供会社なのか、AI なのか、利用者なのか。例えば AI が成長して相場操縦行為を行った場合、何をもって行為主体や処分内容を決めるのか。 ・ どのような場合であれ、最後は人間の責任であると思料する。文章ならディスクレーマーを入れる対応もあるかもしれないが、禁止されている内容が含まれるかは審査しないと防げない。AI が出す内容は事前審査ができないのであれば、事後的にモニタリング・削除を行うほかないかと考える。 ・ コンプライアンスに関する審査も AI が学習することが考えられるのではないか。 ⇒ どのような問題が起こるかは分からないが、そういった対応は必要になり得る。コンプライアンス部門もいずれは AI がなり替わることもあるかもしれない。(事務局) 3. 証券監督者国際機構 (IOSCO) での FinTech に関する検討の状況について 事務局より、配付資料 3 に基づき、証券監督者国際機構 (IOSCO) での FinTech に関する検討の状況についての説明が行われた。その後、大要次のとおり意見交換が行われた。 (主な意見等) ・ 本件に関連して、日本では FX のミラートレーディングは助言業と整理されたように側聞している。 ・ 近年ではオープン API が盛んに行われているが、FinTech はどのレベルで活用されているのか。 ⇒ 家計簿機能を持ったスマートフォン向けアプリがあることは存じている。 ⇒ 一般の協会員にヒアリングした限りでは、オープン API のコンソーシアムに名を連ねている会社はどこも、残高の共有等に留まっていると理解している。(事務局)
--	---

	・ 直近の業界の課題として、いかに費用をかけずにつみたて NISA の普及を行うかが挙げられるのではないか。家計簿や発注、帳簿の確認以外にも目論見書や運用報告書などをより効率的に交付できる方法を考えていかないと、NISA の普及が進まないことが危惧される。 以 上
5. その他	※本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
6. 本件に関する 問い合わせ先	自主規制企画部（０３－３６６７－８４７０）